

瀬戸内市プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

瀬戸内市プロモーション業務委託

2 目的

本市では、人口減少に伴う様々な課題の解決を図るため、子育て世代の人口増加を目指し、転入者の増加及び転出者の抑制を一体的に推進し、社会増として 250 人の増加を目指している。

本事業では、キービジュアル制作、ブランディング動画制作、YouTube 動画制作、インフルエンサープロモーション、Web サイト構築、広告運用を一体的に実施することにより、ブランドイメージの確立を図ることを目的とする。

なお、必要に応じて YouTube 動画制作等業務及びシティブロモーション業務と連携を図ること。

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 ターゲット

本業務における主なターゲット層は次の通りとする。

- ・ 20～30 歳代の子育て世代
- ・ 岡山県内及び近隣市町在住者
- ・ 戸建て購入検討者

5 業務内容

(1) 業務全体方針（統合プロモーション設計）

本業務の実施にあたっては、各業務を個別に遂行するだけでなく、事業全体の目的達成に向けた一体的な進行管理を行うこと。

受注者は、以下の事項を踏まえ、全体管理を行うものとする。

- ①各業務のスケジュールを統括し、遅延や課題が生じた場合には速やかに発注者へ報告のうえ、改善策を提案・実施すること。

- ②制作物及び実施施策について、品質の均一化及び向上を図り、発注者の意図や目的に即した成果物となるよう管理すること。
- ③発注者及び関係事業者等との連絡調整を適切に行い、情報共有を徹底するとともに、円滑な事業推進に努めること。
- ④発注者は各施策の実施成果を適切に把握し、継続的な改善を図るため、2週間に1回関係者による定例ミーティング（原則対面による）を実施し、業務の実施状況及び成果に関する報告を行い、分析結果を踏まえ、より高い効果を得るための改善策を検討し、発注者へ提案するとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこと。

（2）プロモーションキービジュアル制作

本業務において、事業全体のブランドイメージを统一的に発信するため、キービジュアルの制作を行うこと。

制作においては、事前に情報収集、仮説検証を行いキービジュアルを作成し、作成後に実施する業務すべてに活用すること。

（3）ブランディング動画制作

受注者は、本市の魅力を効果的に発信し、移住促進を図るためのブランディング動画制作業務として、以下を実施すること。

- ①タレント又は著名なインフルエンサーを起用し、本市の魅力が统一的かつ効果的に伝わる内容及び構成とした長編動画2本及びそれぞれの動画のPR用の短編動画2本を作成すること。
- ②動画の企画（コンセプト設計及び構成台本の作成）から、出演者の調整、取材、撮影、編集、サムネイルの作成、ユニバーサルデザインを重要視したテロップと字幕の挿入、BGM等の制作並びにタイトル、概要欄及びハッシュタグ等の投稿用テキストの作成に至るまで、本業務に係る一切の業務を実施すること。
企画及び構成については発注者と協議のうえ決定し、動画ごとに構成台本を作成し承認を得た後に制作を行うこと。
- ③制作した動画は、市所有 YouTube チャンネルにおいて公開するものとし、掲載期間は公開日から1年以上とする。

(4) YouTube 及び SNS 投稿動画制作

受注者は、本市の魅力を効果的に発信し、移住促進を図るための動画制作業務として、以下を実施すること。

①動画の企画（コンセプト設計及び構成台本の作成）から、出演者の調整、取材、撮影、編集、サムネイルの作成、ユニバーサルデザインを重要視したテロップと字幕の挿入、BGM 等の制作並びにタイトル、概要欄及びハッシュタグ等の投稿用テキストの作成に至るまで、本業務に係る一切の業務を実施すること。

企画及び構成については発注者と協議のうえ決定し、動画ごとに構成台本を作成し承認を得た後に制作を行うこと。

また、動画はシリーズとして統一感のある構成とし、視聴数の向上に資する工夫を行うこと。

②動画は、Youtube チャンネル投稿用動画（横長 20 分程度）を月 5 本、各 SNS 投稿用動画（縦長約 1 分 30 秒）を月 10 本制作すること。

また、共通のオープニング、エンディング等の素材を制作すること。

③取材先の選定、出演者及び施設管理者との調整、撮影許可の取得等は受注者が行うこと。

また、肖像権及び著作権等に関する承諾を事前に書面で取得し、発注者へ提出すること。

撮影にあたっては安全管理を徹底し、必要な体制を確保すること。

④出演者の選定及び契約、ナレーション収録、肖像権処理等の調整は受注者が行い、これに係る費用は委託料に含むものとする。

⑤制作した動画は、市所有 YouTube チャンネルにおいて公開すること。

⑥動画公開後 1 週間以内に効果検証・分析を行い、発注者へ報告するとともに、必要に応じて改善提案を行うこと。なお効果検証を行うための重要指標（目標）については、市と協議の上決定すること。

⑦移動手段及びテープ等の消耗品等の動画制作に関わる費用については受注者の負担とする。

(5) インフルエンサープロモーション

受注者は、本市の魅力を効果的に発信し、移住促進を図るためインフルエンサープロモーション業務として、以下を実施すること。

①発注者と協議のうえ、総フォロワー数 300 万人以上のインフルエンサーを起用し、移住促進動画を制作し、当該インフルエンサーの SNS 等において発信すること。

動画は月 1 本以上制作し、適切な規格（概ね 10 分程度、16:9、MP4 形式）とすること。

なお、取材先の選定、出演者及び施設管理者との調整並びに撮影・公開に係る承諾取得は受注者が
行い、書面により発注者へ提出すること。

- ②インフルエンサーによる投稿内容を活用し、SNS 広告等により YouTube 等への誘導を行うこと。
広告手法及び実施内容は提案により示すものとし、広告費は委託料の範囲内（概ね 2 割以内）で実
施すること。
- ③発信後 1 週間以内に効果検証・分析を行い、発注者へ報告するとともに、必要に応じて改善提案を
行うこと。なお効果検証を行うための重要指標（目標）については、市と協議の上決定すること。

（6）Web サイト構築

受注者は、瀬戸内市への移住促進を目的として、移住希望者に対し必要な情報を一体的に提供する
特設サイトを構築すること。構築した Web サイト一式については、必要なデータ、設定情報、マニユ
アル等を含め、発注者に対して一括して納品すること。納品後においては、Web サイトの更新作業に
ついては発注者が行うことを基本とし、受注者は本 Web サイトの安定的な運用を確保するため、保守
業務を実施するとともに、発注者からの問い合わせに対し、適切かつ速やかな技術的支援を実施する
こと。

- ①Web サイトの構築を CMS「WordPress」を用いて行うものとし、公開時においては、あらかじめ
15 ページ程度の固定ページを作成のうえ納品すること。また、発注者が自ら記事の投稿及び更新
を行うことができる機能を実装するもの。

また、スマートフォン、タブレット及びパソコン等の各種端末に対応したレスポンスデザイン
とすること。あわせて、検索エンジン最適化（SEO 対策）を実施し、検索結果における視認性及
び集客性の向上を図ること。

移住相談等の問い合わせにつながる導線を確保するため、問い合わせフォームを設置し、利用者
が容易に問い合わせを行うことができる設計とすること。

- ②受注者は、発注者の指示に基づき、サーバー及びドメインに係る契約手続を代理して行うものと
する。なお、当該契約の契約主体は発注者とし、契約に基づく一切の権利及び管理情報（アカウ
ント情報、ドメイン管理権限等を含む。）は、すべて発注者に帰属するものとする。

また、これらに係る費用及び手続に要する一切の業務は、本業務委託料に含むものとする。

(7) 広告運用

広告については、看板広告（屋外広告）、テレビ広告、不動産会社関連施策、検索エンジン広告及び各種 SNS（LINE、X、Facebook、Instagram、YouTube 等）を活用した Web 広告等あらゆる媒体を活用するものとし、転入者の増加及び転出者の抑制させるために最も有効な方法により実施すること。また、必要に応じて効果的な媒体を提案すること。広告実施前には市の承認を得ることとし、広告実施後、速やかに実績を分析し、改善提案を行い、定期的に報告すること。

なお、SNS・Web 広告運用については、以下によることとする。

- ①発注者への定期的なヒアリングを踏まえ、ターゲット分析、媒体選定、予算配分、目標設定（インプレッション、クリック率等）及び A/B テスト等を含む広告企画を立案し、企画書を作成すること。
- ②広告効果を最大化するため、以下のコンテンツを制作すること。
 - ア 静止画：複数案を作成し、必要に応じて素材サイトを適切に活用すること。
 - イ 動画：絵コンテを作成のうえ、媒体特性に応じた構成・尺で制作すること。
 - ウ テキスト：訴求力のある投稿文及び適切なハッシュタグを作成すること。
- ③広告用素材を基に、ホームページ掲載用バナー（PC 版及びスマートフォン版）を制作すること。
- ④発注者と協議のうえ決定した媒体に広告を出稿し、適切に運用管理を行うとともに、アクセス解析のためのパラメータ設定を行うこと。
- ⑤広告実施後、速やかに効果検証・分析を行い、発注者へ報告するとともに、必要に応じて改善提案を行うこと。なお効果検証を行うための重要指標（目標）については、市と協議の上決定すること。

(8) 取材、出演者調整及び承諾手続

- ・本業務に必要な取材、撮影、インタビュー等は受注者において実施すること
- ・出演者、取材対象者及び施設管理者等との調整、交渉及び日程調整は受注者が行うこと
- ・撮影及び公開にあたり必要となる肖像権、著作権その他の権利に関する承諾については、事前に書面により取得すること
- ・取得した承諾書については、発注者へ提出すること

(9) 自由提案

その他、KPI 達成に向けた効果的な施策について、委託料内で提案すること。

7 KPI（重要業績評価指標）

本業務においては、転入者の増加及び転出者の抑制を図り、社会増として 250 人の増加を目指すものとし、認知・関心・行動の各段階に応じた KPI を設定し、実効性のあるプロモーション効果の検証を行う者とする。

中間指標として、Web サイト訪問数、問い合わせ数、資料請求数等を設定し、SNS 及び動画媒体においては、再生回数、リーチ数、エンゲージメント率等を指標とする。

8 成果物

- ・ブランディング動画（2 本）
- ・YouTube 動画一式
- ・SNS 投稿素材
- ・Web サイト一式（編集できる WordPress）
- ・広告クリエイティブ
- ・分析レポート

9 著作権及び二次利用

（1）本業務により制作された成果物（インフルエンサープロモーションによる成果物を除く）の著作権は、原則発注者に帰属するものとする。ただし、成果物の利用方法、二次利用の範囲その他著作権の取扱いについて、特別の事情がある場合には、発注者と受注者が協議のうえ別途定めることができるものとする。

（2）発注者は、成果物を期間の制限なく、以下の用途において無償で利用できるものとする。

ア 市公式ホームページ及び特設サイトへの掲載

イ YouTube、SNS 等への投稿及び再投稿

ウ 広告媒体（Web 広告、紙媒体等）への転用

エ イベント、説明会、移住相談会等での上映

オ パンフレット、広報紙等への二次利用

（3）発注者は、必要に応じて成果物の編集、加工、改変、再構成を行うことができるものとする。

（4）受注者は、成果物について著作権者人格権を行使しないものとする。

（5）出演者等に係る肖像権の使用範囲についても、前各号の利用が可能となるよう、受注者の責任において必要な権利処理を行うこと。

10 留意事項

- ・ 関係法令を遵守すること
- ・ 個人情報の適切な管理を行うこと
- ・ 著作権及び肖像権に配慮すること
- ・ 発注者との協議を密に行うこと

11 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により決定する。